

## 第一章 総 則

第一条 本会は、京都ノートルダム女子大学同窓会と称する。

第二条 本会の本部を京都市左京区下鴨南野々神町1番地京都ノートルダム女子大学に置く。事務局を同じく京都市左京区下鴨南野々神町1番地京都ノートルダム女子大学内マリアンハウス（同窓会館）に置く。

第三条 本会は、役員会の承認を得て支部を置くことができる。

第四条 本会の会員は、京都ノートルダム女子大学及び同大学院卒業生とする。ただし、大学もしくは大学院中退者で入会を希望する者は、役員会の承認を得て会員とすることができる。

第五条 会費は終身会費制とし、会員は会費を大学もしくは大学院卒業時（大学・大学院中退者会員は入会時）に納入するものとする。

## 第二章 目的及び事業

第一条 本会は、会員相互の知徳の向上と親睦を図り、母校の発展に貢献することを目的とする。

第二条 本会は、前項の目的達成のため、次の事業を行う。  
一 総会の開催  
二 会報の発行  
三 奨学金の給付  
四 その他必要な活動

第五条 本会に次の本部役員及び準役員を置く。

本部役員  
一 会長 1名  
二 副会長 2名  
三 書記 2名  
四 広 報 2名  
五 会 計 2名  
六 会計監査 1名  
準役員  
一 マリアンスタッフ  
人数は定めない

## 第三章 役員 等

第一条 本会は、総会の承認を得て名誉顧問及び顧問を置くことができる。

第二条 名誉顧問は、京都ノートルダム女子大学長に委嘱する。

第三条 顧問は、名誉顧問並びに役員が推挙した者に委嘱する。

第四条 名誉顧問及び顧問は、重要会務に関して助言する。

第六条 本部役員及び準役員は、本大学もしくは大学院卒業会員の中から選出し、本部役員は、総会の承認を得て就任するものとする。

第七条 会長は、会員の推挙した者の中から、役員会において選出する。

第八条 副会長、書記、広報、会計、会計監査、マリアンスタッフは、会長が指名する。

第九条 本部役員の任期は2年とし、再任は妨げない。準役員マリアンスタッフの任期は随意とする。

第十条 本部役員に欠員を生じた場合は補充することができる。ただし、任期は前任者の残余期間とする。

第十一条 役員及び準役員の任務は、次の通りとする。  
一 会長は、本会を代表し会務を統括する。  
二 副会長は、会長を補佐し必要に応じ会長の職務を代行する。  
三 書記は、総会及び役員会等の議事を記録し保存する。  
四 広報は、広報全般を担当する。  
五 会計は、基金保管及び会費徴収等を担当し総会で会計報告を行なう。  
六 会計監査は、経理事項を監査し総会に報告する。  
七 マリアンスタッフは、マリァウスのイベントを企画・運営する。

## 第四章 総会及び役員会

第一条 総会は、毎年1回6月に会長が召集し開催する。

第二条 会務の主要事項等について、総会にて報告し、承認を得なければならぬ。ただし、緊急を要する場合は、歴代会長会にて報告・承認を可とする。  
予算及び決算について、監査役が役員会に報告し、承認を得た後、会報及び総会で報告しなければならない。

第三条 役員会は、本部役員で組織し、必要に応じて、顧問・準役員を召集する。

第四条 役員会は、必要に応じて会長が召集して開催し、本会の運営に係わる諸問題を協議する。

第五条 総会及び役員会における承認事項の決議は、別に定めのある場合を除き多数決によるものとする。

## 第五章 会則の改正

第一条 本会則の改正は、役員会の了承を得て総会に諮り、会員の3分の2以上の同意を得なければならぬ。

## 第六章 雑 則

第一条 本会の運営に必要なときは、役員会で細目を定めることができる。  
第二条 支部及びマリアンハウスに関する事項は、別に定める。

## 附 則

・この会則は、二〇二四年五月二十六日から施行する。  
・第四章 第一条及び第二条を、二〇二五年五月二十五日総会にて改訂し、同日より施行する。  
・本会は一九六五年六月二十七日をもって創立された。